

昭和44年2月10日 発行／与板町 (代表者与板町長内山大三) 編集 与板町だより編集委員会



北新町で除雪作業中のブルドーザー

● 雪と戦った新年

降雪量は1月中で2メートル36センチ

ことしの雪は气象台の予報どおり昭和38年の豪雪と同じ大雪となり降雪量は1月いっぱいまで2メートル36を記録しました。

町では1日から正月返上でブルドーザーで昼夜を徹して除雪作業を行ない町民生活の基盤ともいえる道路確保に懸命に努力いたしました。

人口の動き

1月31日現在

() は12月末との比較

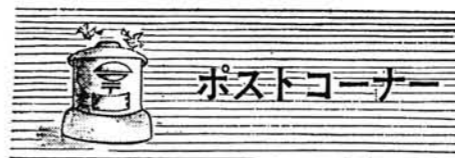
人口	8,225人 (+ 9人)
男	3,985人 (+ 4人)
女	4,240人 (+ 5人)
世帯	1,776 (0)
出生	18人
死亡	6人
転入	10人
転出	13人

商業の売り上げ 二十億円突破... 2
 農耕用軽油免税 申請役場で受付... 2
 恐るべきシンナー遊び... 3
 引揚者特別交付金の支給請求について... 4
 良寛の詩と与板... 5
 学校給食を米飯にする大巾な値上げが必要... 6

おもな内容は

確定申告は2月16日から3月15日までです

- ・申告書の提出先は..... 申告の際の住所地 (別に事業所、事務所などの所在地や居所を納税地としているときはその納税地) の所轄税務署にかぎられます。
- ・申告した後まちがいがあつたことに気付いたときは..... 申告もれがあるときは修正申告書を提出し追加納付し、申告が多すぎたときは5月15日までに更正の請求書を出して過納税金の還付を受けて下さい。
- ・申告が少なかつたり申告をしなかつたときは..... そのままにしておきますと、更正や決定の処分を受け、追徴税額を徴収されるばかりでなく、過少申告加算税や無申告加算税を徴収され、場合によっては追徴税額の30%又は35%にあたる重加算税を徴収されることもあります。



県や町で働く郵便貯金

町民の皆さんからお預りした郵便貯金のお金は、わが国の財政投融资の資金として大蔵省の資金運用部の手で、県や市町村を始め政府機関や、各種の公社、公団へ融資されています。そして、その金は皆さんの町や村の学校・水道・道路・橋・住宅などの建設や、整備に、災害復旧、中小企業や、農林、魚業の振興など、いろいろの方面で大きな働きをしています。

その額は昨年10月末で4兆6,000億円余で、資金運用部資金の約53%以上となつています。その資金の大部分は定額貯金です。郵便局の定額貯金は最初6ヶ月間だけ、すえ置期間であとはいつでも引き出せます。利子は半年毎の複利ですから長くおけばおくほど高い利子がつきます。その上無税で十年間は書きかえの手数もありません。

定額貯金は財産づくりにピッタリの長期利殖型の貯金です。

米の保有量が逐年増加して話題になつていますが、これが解決策の一つとして、全国の学校給食をパン食から米飯に切りかえよ、との声が出ており一応ごもつともと思われ

と、ところが、そのためには、色々困難な事情もあり簡単には行かないようです。次にその二、三の点について述べ、ご参考に供したいと思ひます。

まず、米飯を共同調理場でつくることは、ライスボイラーその他の施設を新たに設置しなければならず、莫大な経費を必要とする。調理員の数も一人か二人増員しなければならぬ。盛りつけ配食

などのため、学校の作業量が增大する。などのため現在のところ実現は、考えられませんが、それで、各自が弁当持参の場合に条件をしぼつて考えられます。

1. 給食費の大巾な値上げが必要。学校給食は、一定の栄養基準量が定められておられますので、米飯により不足する栄養をおかすべく補充するために、比護栄養士の試案によれば、おおよそ次のように給食費値上げが必要と見えます。

小学校	三万六千円
中学校	二万五千元

2. 学校給食法 (昭和二十九

学校給食を米飯にする大巾な値上げが必要

と、小学校 (月二、三〇〇円) の増額 中学校 (月二、六二〇円) の増額

豚コレラの予防

豚コレラがいかにかに、おそろしいものであるかについては、館育者各人は充分、ご承知のことと思ひます。昨年は、和島村で二月に、長岡市宮本で十一月二十一日発生しておりました。発生しますと、死亡及び殺処分される他、隣接町村も移動禁止と云う、結果になりますので、事前に予防注射を受ける事が大切です。

尚当町では毎月、第二週の火曜日と四週の火曜日に実施致しております。(仔豚のみ) 仔豚が生れたら、もよりの農協へ連絡下さい。

昨年七月一日に実施しました商業統計調査の結果が、あまり県統計課から発表になりました。

商業の売り上げ20億円突破

これにより、当町の売り上げは二十億六千二百万円となり、前年(前年)に比べ四億二千百万円の増加となりました。商店数は二百六十店、前回は二百五十店の減、又、従業者は七百五十五人、十八人の減となっております。

郡内町村商業統計調査結果

町村名	商店数	従業者数	年間販売額(万円)
越路町	222	568	136,992
三島町	139	327	81,987
与板町	265	755	206,201
和島村	111	243	41,181
出雲崎町	238	530	97,722
寺泊町	236	551	168,266

与板町商店数と従業者数の推移

年	商店数	従業者数
39年	279	739
41年	275	773
43年	265	755

与板町の年間販売額の推移

年	販売額
39年	13億1,542万円
41年	16億4,055万円
43年	20億6,201万円

1店当りの従業者数と販売額

	従業者数	販売額(万円)	1人当り販売額(万円)
与板町	2.8	778	273
三島郡	2.4	604	246

農耕用軽油免税申請役場で受付

農業用動力耕うん機に使用する軽油の免税証の交付申請は、今までは長岡財務事務所で行われておりましたが、農家の便宜を図るため、役場産業課で受付することになりました。御希望の方は関係書類を持参の上、早目に申請して下さい。

なお、灯油、重油、ガソリンを使用する動力耕うん機については、免税されませんからご注意ください。

記

受付期間 二月一日から二月二十八日まで

交付申請に必要なもの

- ① 始めて交付申請される方
 - (i) 機械のカタログ
 - (ii) 機械の所有証明書(役場で証明書発行)
 - (iii) 耕作面積証明書(農業委員会発行)
 - (iv) 印かん(一台の機械を共に)
- ② 前年免税証の交付をうけている方
 - (i) 免税軽油使用者証
 - (ii) 耕作面積証明書
 - (iii) 印かん(前年使用のもの)
 - (iv) 前年交付をうけた軽油の使用状況を免税軽油引取明細書に記入して提出
- ③ 共通事項
 - (i) 一台の機械を共同で使用する場合、代表者は全員住所・番地等を調べる
 - (ii) 自己の田畑を他人から耕うんしてもらう場合も免税の対象になります。
 - (iii) 軽油を扱う店をあらかじめ決めて下さい。
 - (iv) 免税証の交付
 - (i) 三月二十日 役場産業課で(交付の際申請に使った印かんを持参して下さい)

自動車損害賠償保険の賠償額

自動車損害賠償保障法は、賠償の基準金額をきめていますので、その大要をのべてみましょう。

死亡のときは三百万円ですが、即死でなく、負傷とか手当てをしたが死んでしまったというときは、三百万円のほかに治療費などの損害について五十万円請求できます。

負傷した場合、回復した後遺症が残つて、不具や片輪になるとか、非常にみにくい状態が残るといふような場合には、その程度によつて補償金額が違つてきます。

両眼を失明するか、両手を失うとか、両足を失うとかあるいは、つんぼとかおしになつたとき、また、半身不随になるといふようなときは三百万円。片目がつぶれたとか片手または片足が全くだめになつたような場合は二百六十六万円。せき柱が奇形になるとか、ひどい運動障害をおこしたような場合は百五十万円。軽い仕事しかできなくなつたり、男子が二つの睾丸を失つたような場合は百二十五万円。外見がひどくみにくくなつた場合、女子は百二十五万円です。男子が三十一万円。傷害をうけたが後遺症がなく回復した場合は五十万円。

以上の金額は、すべて最高を示しています。

やさしい議会知識 (9)

問 全員協議会には議事公開の原則が適用されますか。

答 全員協議会は法律の根拠はなく全く任意的な協議会であるので住民の当然の傍聴は考えられません。例えば住民からの要請があつたとしても議事公開の原則は適用されません。全員協議会が自主的に傍聴を許すべきか否かを決めればよいわけです。又報道関係といえども黙認されているならばともかく傍聴を遠慮されたいの申し合せのときは傍聴を禁止することができるし、これをもつて取材防止ということにはなりません。

問 臨時議会招集請求の撤回はできますか。

答 前にこの欄で述べましたように議員定数の4分の1以上の者から付議すべき事件を示して請求があつた場合は、長は議会を招集しなければならぬ責を負えます。長が臨時会の招集を告示した後において、招集請求者の都合が悪いからといつて招集請求を撤回する旨長に申し出ても、長は撤回することができません。それは請求により招集された臨時会は、請求した議員のみのための議会であるためであり、告示は準法的行政行為と認められる通知行為の一種であるからであります。しかし、招集の目的が既に解消しているような特別の場合には招集告示の取り消しをすることができると解されています。なお告示は招集日より起算して、市にあつては7日前、町村にあつては3日前にしなければならぬことが原則であります。急を要する場合は、議員出席するに用する時間前であればよいとされています。

恐るべきシンナー遊び

テレビ、新聞などにより御存知と思いますが最近、シンナー等乱用の害悪が大きくなつていまして、昨年中、シンナー乱用による死亡者が全国で一〇〇人を越え、本県においても一名死亡者を出して、シンナー等乱用少年の補導数も増加の一途であります。

2〜3年前より東京都を中心にはじめたこのシンナー乱用は、今日すでに全国にひろがり、シンナーのかわりにボンド、セメンダインなどの接着剤まで悪用されるに及んで今後一層各地に蔓延する恐れが強くなつてまいりました。

シンナー類の種類

水を大切に使用して下さい

水道の断水をお詫びいたします

降雪のため水道の使用量が急激に増して(洩水等もあつて)一月中旬から夜間断水、昼間の時間断水を実施したことに、より需用者の皆さんに大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。雪のため洩水箇所等の発見が遅れて昼夜二十四時間全能力をあげて送水いたしました。したがって断水の状態が続き、お詫びいたしました。水道課までお申し込み下さい。

肉体的障害

呼吸、循環系の抑制、酸素欠乏によるけいれん呼吸麻痺を起し死亡。心臓障害。造血機能障害、白血球不足により抵抗力が弱まり病弱にかかりやすい。肉体的発育阻害、成長期にある青少年婦人の害が大きい。

その他の中毒症、皮膚病、眼の炎症、おうだん等を併発、精神錯乱、栄養失調等。この恐るべき遊びから未然に守るため、家庭における明るい親子関係の樹立など、乱用に入り込む余地のない環境づくり、青少年健全育成の立場から極力防止策の徹底を願います。

税相談室



不動産取得税

(問) 土地を買つたり家屋を新築した場合に不動産取得税が課されると聞きました。その概要と申告の方法について教えてください。

(答) 不動産取得税は、土地や家屋の取得に対して、その不動産所在の道府県がその取得者に課す地方税です。不動産(土地・家屋)を相続によつて取得した場合は対象にならないが、売買・贈与等により所有権を取得した場合に課税の対象になります。

受領

住宅促進政策として、土地の取得者が、その土地の取得日から二年以内にその土地の上に住宅を新築した場合に、その土地取得に対する課税額から一五〇万円に税率を乗じて算出した金額が減額されます。

① 土地にあつては五万円
② 家屋で建築に係るもの一戸につき十五万円
③ その他一戸につき八万円

選挙人名簿登録

きけんして誰にまかせる国のかじ

選挙権があつても選挙人名簿に登録されていないと投票することができません。あらたに成人になった人や申し出を忘れたため登録されていなかった人は三月一日までに印鑑を持参のうえ、役場選挙管理委員会に申し出た人。この手続きをすると三月二十日に選挙人名簿に登録されます。三月一日までの間に満二十才に達した人。他の市町村から与板町に住所を移し三月一日までの間に引き続き三ヶ月を経過した人。登録もれの人。

通算年金制度の解説 — 通算対象期間(その一) —

通算される人

国民年金の実施によつて年金制度上、国民は、二つのグループにわけられたといえる。それは、昭和三十六年四月一日現在で、五十才をこえる人たちと、それ以外の人たちとなる。つまり、明治四十四年四月一日以前に生まれた人と、それ以外の人であるとして五十才未満の人は、かけ金をするどれかの公的年金制度に加入してもらい、それ以上の人には、年をとつてか

引揚者特別交付金の支給請求について

この特別交付金は、外地に「生活の本拠」を「一年以上もつていた人」が、終戦等のやむを得ない理由により本邦に引揚げたものに対して支給されるもので、次のような引揚げ者が対象になります。

- ◎本人の場合
- ◎戦中又は戦前の引揚者
- ◎南洋群島(もとの日本委任統治領)に昭18・10・1まで引き続き一年以上生活の本拠をもつていて、同日以後終戦日前に引き揚げた人。
- ◎引揚後死亡者の遺族
- ◎遺族の場合
- ◎引揚前死亡者の遺族
- ◎引揚後死亡者の遺族

以上のことから、通算年金を理解するためには、この「昭和三十六年四月一日」という日が、重要な意義をもつて注意しなければなりません。

どの制度のどんな期間が通算されるか(その一)

それは、具体的には、どの期間が通算されるのでしょうか。法律上、この通算される期間のことを「通算対象期間」といいます。通算年金の支給を受ける場合の資格期間(二十年・二十五年)あるいは、年金額の計算の基礎となる各公的年金制度の加入期間のことであり、次の期間をいいます。

- (一)昭和三十六年四月一日以後の各公的年金制度の加入期間
- (二)昭和三十六年四月一日以前に引き続き一年以上生活の本拠をもつていて、日英又は日米の交換船で同日以後終戦前に引き揚げた人。
- (三)引揚者の相続人
- (四)引揚者が死亡し、まだ請求をしていなかった場合に、その引揚者の民法上の相続人が自分の名前でその死亡した引揚者分の請求ができた。
- (五)引揚前死亡者の遺族
- (六)引揚後死亡者の遺族
- (七)引揚後死亡者の遺族

児童生徒数の推移

去る一月二十一日、二十二日に、昭和四十四年度小学校新入児童の身体検査並びに精神検査を実施しました。該当者は男子五十三名、女子六十五名計百十八名で、四十名足らずの学級が三組になるわけですが、本年度成人式を迎えた学年は、二百六十五名でしたが、から半分以下に減つてしまいました。いささか淋しい気もしますが、これも立派な体格で元気一ぱいでした。殆んどの子どもが保育所で集団教育を受けているので、言葉も行動もはきははして居り泣く子も一人も居りませんでした。

小学校	児童数	学級数
昭四三年度	八三五	二二三
昭四四年度	七八六	二二三
昭四五年度	七四〇	二二二
昭四六年度	七一八	二〇〇
昭四七年度	七二〇	二〇〇
昭四八年度	六七九	一九一
昭四九年度		
昭五〇年度		
昭五一年度		
昭五二年度		
昭五三年度		
昭五四年度		
昭五五年度		
昭五六年度		
昭五七年度		
昭五八年度		
昭五九年度		
昭六〇年度		

長岡試験場では 自動車運転免許試験が 即日受験できます

自動車運転免許試験は、従来往復はがきにより申込み、試験日時の指定通知を受けてから受験することになっていました。長岡試験場においては、受験者の利便を図るため、昨十二月十六日から即日受験が可能になりました。

受付制を実施するとともに、二種免許のうち、普通と大型特殊についての試験を開始しました。

試験の週間の予定等は試験場、警察でおき下さい。

良寛の詩と与板

はしがき

「良寛さまの書簡と与板」については、本号からその詩と与板について聊か御紹介したいと思ふ。併し良寛さまの詩の大体を書いておかないと、教少に都合がよくないと思ふので、まずこれを最初に書いてみることにした。

勿論、良寛さまの詩は底知れぬ深さと幅広い知識によつて作られており、仏教の研究、修業と漢学の広い知識がない限り真の解説は不可能といつてもよい程なので私のようなものには及びもつかないことである。私は良寛詩集を約四十回読んで見たが、浅学のため到底理解のできないものが多い。知つてはいるが顔をして書く自信は全然ない。まあ極く常識的な平凡なうわべだけの私なりの理解を書くより仕方がないので物笑にならぬかも知れない。兎に角、私なりに感じたことを本号及び次号に書いて、それから与板関係の詩を紹介したいと思ふ。但し断つておきたいことは本号に書く詩は、その詩の全篇ではなく、その一部を例として数句を出すに過ぎないことと原文は勿論漢詩であるが、これを和文に書いたことを御了承願いたい。

一、まず終生特に青年時代に異常の勉強と修行をしたことがうかがわれるので、その例をあげて見る。

一たび思ふ少年の時
読書して空堂にあり
灯火しばしば油を添え
未だ厭わず冬夜の長きを
即ち少年の頃ガランとした室
で灯火にしばしば油を添え冬
夜の長さをおかず我を忘
れて勉強したことを述べてい
る。時には徹夜のこともある
たろう。

「他の嘘」をもものともせず生涯を通じて精進したことが伺われる。

なほ悟りの境地に入る勉強の方法として

第一、他に参することを勧めず
先ずその致を約すべし
致を約すこれ如何
我が見彼の旨に異らば
しばらく我が所見を棄て
ひとえに彼の旨に参すべし
すでに彼の旨に契つたらば
是に於て静に理會せよ
何れか短何れか長
誰か非誰か是
短を去りて長につき
非を去りて是に従い
転次かくの如くし去らば
進んで仏智に契うべし

とよみ、名僧知識を訪ねて勉強するには、しばらく自分の意見をつけて彼の説く所をよく聞きだす。それができたら静に自分の意見と比較検討して、是非長短を比較検討する。このようなことをくり返しくり返し行つておれば自ら仏の智慧に契うであらうと、訪問行脚の方法を述べている。なる程その通りと思うが実行は中々むつかしいことである。玉島円通寺を出てから数年間諸国行脚修業した良寛さまはこのようにして勉強し、遂に悟りに入ることができたのであろうか。又、常に自ら反省して足らざるを補うことに専心した詩には、

辛苦虎を描いて猫もならず
如今けんが(がけ)手をはなつて看る
只是旧時の栄蔵生
と自ら謙遜して辛苦はしたがやつぱり昔の栄蔵(良寛の幼名)と変らないことを述べているが実は非常な進歩をしていることは誰もが認める処であらう。

二、憂世の情に燃えている

織らずんば何を以てか衣
耕さずんば何を以てか哺わん
今釈氏の子と称して
行もなく悟りもなし
徒らに檀越の施を費して
三業相顧みず
頭をあつめて大語をたたき

因循且暮を渡る
外面殊勝を逞しうして
他の田野の蘆を迷わす
と、当時の仏教界の衰微を痛烈に批判し、外の詩には自分も反省しているものも多い。

風俗年々薄く
朝野歳々衰う
人心時々に危く
祖道日々に微なり
と世道人心の衰微を歎き
次の例

我れ世間の人を見るに
総べて愛慾のためにはかる
之を求めて得ざるあれば
心身更に憂愁す
と世人が愛慾にのみ捉われて
いることを指摘し、又、

言語は常に出し易く
理行常に欠き易し
この言の出し易きを以て
彼の理行の欠け易きを逐う
いよいよ逐えば愈々欠け
いよいよ出でていよいよ非
なり
と言行の不一致を戒め
人心各同じからず
面の如く相違あり
ともに一般の見をとり
到る処是非を逞しうす
我に似れば非も是となし
我れに異れば是も非となす
唯己れの是とする処
何ぞ他の非とする処なるを
知らん
と人々が自分勝手のことのみ
主張し、心の狭さ、道理の如
何をわきまえないことを非難
している。

これらは二三の例に過ぎないが、良寛さまの本心が氣骨稜々として世道人心の衰えを復興しようとする真心をうかがうことができる。

(以下次号)
駒形新作記

